

1 総則

(1) 件名

南長浜地域イノベーション・アクセラレーション事業業務委託

(2) 業務目的

地域事業者の独自資源や価値を活かし、民間主体の創造的市場開拓力を育成する実践型マーケティング共創プロジェクトを南長浜地域（「南長浜まちづくりビジョン for2050」に定義する南長浜地域を指す。）において実施することで、地域における事業者・人材・産業の魅力発信力を強化し、持続的な地域価値向上と「南長浜まちづくりビジョン for 2050」で掲げる地域活力創造を図る。

2 業務概要

1. 業務の内容

業務の目的を達成するため、以下の内容に沿った事業を実施すること。

(ア) 基本方針

- 「南長浜まちづくりビジョン for2050」における内外交流ゾーンでの交流促進による関係・交流人口の創出を図ること。
- 「食」「農」「健康」「地場産業」に関する新規事業創出支援とすること。
- 南長浜地域およびまちづくりビジョンのPR活動を合わせて行うこと。
上記に資するソフト事業等は、受託者が自由に提案でき、市との協議・調整のうえ、予算の範囲内で実施すること。
- プロトタイプ制作、販路実証、およびPoC（概念実証）による検証までを一貫して実施すること。
- 長浜バイオ大学の施設、地域連携・産官学連携室等を活用し、学術拠点と地域産業の連携による地域振興を図ること。

(イ) 開催方法

- 長浜市内に事業所を持つ事業者を、事業提案を受ける事業者として2社以上選定すること。
- 事業参加者はマーケティング・事業開発チームとして事業者に参加し、新規事業創出のための提案を行うこと。
- 事業提案をコンテスト方式により評価すること。
- コンテストでは中間発表及び最終審査を対面形式で開催すること。
- 期間中、参加者に対し最低2回以上のワークショップを実施し、提案内容のブラッシュアップを支援すること。ワークショップは、原則最低1回以上南長浜地域にて対面形式で開催すること。
- コンテストの最終審査は、原則南長浜地域での開催とする。
- 事業実施に係る会場使用料は、受託者による負担とする。

(ウ) 期間・開催時期（目安）

- 業務期間：契約締結日の翌日から令和9年3月28日まで。
- 本業務のスケジュールは概ね以下のとおりとする。詳細な日程については、長浜市と協議の上、決定すること
6月上旬：契約締結・実施体制構築
6月中旬～7月：事業者選定、プログラム設定
8月～9月：参加者（最大30名程度）の募集・選定

- 10月：提案検討、ワークショップ開催
- 11月：提案のブラッシュアップ
- 12月：中間発表
- 1月～2月：ブラッシュアップ
- 2月：最終審査
- 3月：業務完了・成果物納入

(エ)参加者数

- 最大30名程度とする。

(オ)その他

- 次の事項を受託者で実施すること。
 - ① 事業者選定及び参加者募集
 1. 事業参加者の募集及び必要な広報物の作成
 2. 特設サイトを開設し、事業の広報周知を図ること。
 3. 事業提案を受ける事業者の選定は、長浜市と協議・協力の上行うこと。
 - ② 事業者及び参加者へのアンケート及び分析
 1. アンケート項目については本市と受託者で協議して決定する。
 - ③ コンテスト開催に必要な備品、消耗品の準備
 - ④ その他本事業の実施に必要な事項に関すること。

2 業務期間

契約締結日の翌日から令和9年3月28日まで

3 成果物

業務が完了した際は、契約期間内に事業報告書及びアンケート分析データを格納した電子媒体を提出するものとする。

4 成果物の帰属

- ・本業務の遂行に伴い受託者が作成した事業報告書、アンケート分析データ等の成果物に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）その他一切の権利は、本市に帰属するものとする
- ・前項の規定にかかわらず、本事業を通じて参加者が独自に考案したビジネスアイデア、ノウハウ、発明、考案、意匠、商標等に関する知的財産権については、当該権利を生み出した者に帰属するものとし、本市はその権利を妨げない。
- ・本市は、本事業の成果の公表、広報、展示または地域活性化に向けた施策の検討等の目的の範囲内において、前項の知的財産権を無償で利用できるものとする。

5 再委託の制限について

受託者は、本業務について第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、本市と協議のうえ、その一部を委託することができる。その際は、受託者及び当該第三者との間で本業務における守秘義務契約を締結し、写しを本市に提出するものとする。

6 支払い

委託料の支払については、業務の完了をもって行う。

7 留意事項

(1) 実施体制

本業務には、十分な経験と知識を有する技術者を配置すること。

長浜市からの問合せ等に対応できるように、契約締結後は、速やかに連絡体制を報告すること。

(2) 仕様変更

契約締結後、新たに確認又は発生した業務については、長浜市と受託者が協議を行い、誠意を持って対応すること。

(3) 秘密の保持等

- ・受託者は、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、契約期間の終了又は解除後も同様とする。
- ・本業務の中で作成された資料等については長浜市に帰属するものとする。
- ・業務の遂行のために長浜市が提供した資料、データ等は本業務以外の目的で使用しないこと。
- ・受託者は、業務の処理を他者に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、書面により長浜市の承諾を得たときはこの限りでない。

(4) 業務の引継ぎに関する事項

本業務の契約履行期間の満了、全部若しくは一部の解除、又はその他契約の終了事由のいかんを問わず、本業務が終了となる場合には、受託者は長浜市の指示のもと、本業務終了日までに長浜市が継続して本業務を遂行できるよう必要な措置を講じ、事務引継ぎを行うこと。

(5) 疑義の解決

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、長浜市と受託者が誠意をもって協議を行い、これの解決を図ること。